

=速達= =配達証明=

〒206-0011
東京都多摩市関戸2-24-27
三ツ木聖蹟桜ヶ丘ビル5階

ムラキ株式会社 独立委員会
委員長 湊 信明 様



132-82-94622-4

〒107-0052

東京都港区赤坂4-1-1

ビステーション赤坂6階

松下法律事務所

弁護士 松下 知輝 弁護士 伊部 隆登

受付通番 : G02340546000100001 号

〒206-0011

東京都多摩市関戸2-24-27

三ツ木聖蹟桜ヶ丘ビル5階

ムラキ株式会社 独立委員会

委員長 湊 信明 殿

委員 川口 幸信 殿

委員 立山 純子 殿

2026年7月27日

〒107-0052

東京都港区赤坂4-1-1

ビステーション赤坂6階

松下法律事務所

株式会社イクヨ代理人

弁護士 松下 知輝

同 伊部 隆登

同 田中 大二朗

電話 03-6234-4113

FAX 03-6234-4195

回 答 書 ③

(回答書②からの続きです)

3 イクヨ社議案提案書について

(1) BGC社株主提案書との類似について

イクヨ社議案提案書は、当社が独自に検討し、作成したものです。当社がBGC社に対しイクヨ社議案提案書の内容・文案を共有した事実の有無、およびBGC社が当社に対しBGC社株主提案書の内容・文案を共有した事実の有無について、社内調査（関係役職員のヒアリングならびに電子メールおよび記録媒体の確認）を実施いたしましたところ、いずれの事実も確認されておりません。

両提案書の役員候補者に重複が生じている点についての当社の認識は、上記1(6)のとおり、本協議において当社がBGC社に対して当社役職員の貴社役員への選任を求める考えがある旨をお伝えしたところ、BGC社において独自の判断により当社の考えをBGC社株主提案書に反映させたものと思われます。なお、BGC社株主提案書には当社役職員の生年月日・経歴等が記載されているものの、それらは公開情報等から知り得る必要最低限の情報に限られております。

他方、本買収対応方針の廃止に関する問題意識は、当社が2026年3月23日に貴社取締役会に



受付通番：G02340546000100001 号

提示したディスカッション資料でも取り上げた、東証の上場維持基準および貴社の流通株式の状況という公表情報に基づく論点でございます。両提案に共通または類似する事項があるとしても、いずれも貴社の公表資料、事業内容および一般的な企業価値向上の観点から検討され得る内容であり、共同作成または事前協議を示すものではないと考えております。もっとも、当社は、重複の発生原因につき、BGC社側の認識・行動に関わる部分を確知する立場にないため、憶測にわたる説明は差し控え、当社側の事実（共有の有無）についてののみ、上記の調査結果のとおり回答するものです。

(2) (3) [] について

[] は当社の役職員ではなく、当社グループと同氏との間には、同氏を貴社取締役候補者として検討し、推薦する過程における面談および連絡関係がございますが、それ以外に特別な資本関係、人的関係または継続的な取引関係はございません。同氏は、エネルギー流通分野における実務経験を有する方でございますが、同氏を知るに至った経緯、紹介者の有無および略歴の詳細につきましては、関係資料を確認のうえご説明いたします。

当社が同氏を貴社取締役候補者として推薦した理由は、同氏の経歴および事業経営に関する知見、貴社の中核事業と親和性の高いエネルギー流通分野の知見、貴社の事業および経営課題への理解ならびに取締役として期待される監督・助言機能を総合的に検討し、社外の立場から貴社のガバナンス強化および企業価値向上に資する候補者であると判断したためでございます。当社からの打診の日時・方法および同氏の就任承諾の日時等の詳細につきましては、ご本人との信頼関係に関わる事項を含むため、確認のうえ、可能な範囲でご説明いたします。

(4) 各候補者の当社グループにおける担当業務について

イクヨ社議案提案書に記載した当社グループ関係の各候補者の当社グループにおける主な担当業務は、次のとおりでございます。孫（代表取締役・グループ経営全般）、田嶋（副社長・M&A、資本政策および事業開発）、東剛史（副社長・グループ会社の経営および事業執行）、高橋理沙（取締役・法務、コンプライアンスおよびガバナンス）、松本博（取締役・製造事業および生産体制）、岩瀬誠（監査役・監査）。

なお、小林信虹氏は、株式会社イクヨオートモーティブの取締役として、グループ会社の経営および事業執行に関する業務を担当しております。各候補者の担当範囲の詳細につきましては、必要に応じて補足いたします。

(5) 上場維持基準に関する主張の根拠データについて

イクヨ社議案提案書における、本買収対応方針の導入後に貴社株式の取引量の著しい低下により東証の上場維持基準に抵触するおそれがある旨の記載の根拠は、次のとおりでございます。

第一に、東証スタンダード市場の上場維持基準である流通株式時価総額10億円以上との関係で、貴社の時価総額（約25億円）に流通株式比率（約30.0%）を乗じた流通株式時価総額は約7.5億円と試算され、基準を下回る水準にあることとでございます（当該試算は2026年3月23日付ディ



スカッション資料に記載したものです。)

第二に、当該記載は、本買収対応方針が導入された2025年4月の前後における貴社株式の出来高および売買代金の推移を踏まえ、市場流動性の低下に対する懸念を示したものでございます。もともと、現時点において、本買収対応方針の導入と取引量の低下との間の因果関係を直接裏付ける資料まで整理できていたものではなく、また、貴社が現に上場維持基準に抵触していると断定する趣旨でもございません。当該表現につきましては、客観的な取引データを踏まえ、必要に応じて補足または修正を検討いたします。

4 当社グループと[]等の関係について

(1) (2) []との関係及び医師連絡の有無について

当社グループまたはその役員と、[](以下「[]」といいます。)、[]、[]、[]および[]その他関係者との間の資本関係、人的関係または取引関係その他の関係(第三者を介した関係を含みます。)につきまして確認いたしましたところ、当社が把握する限り、これらの方々と間に、共同または協調して貴社株式に係る株主権を行使する関係はございません。個別の取引または接触の有無およびその内容につきましては、第三者との秘密保持義務および信頼関係に関わるため、ご説明を差し控えさせていただきます。

また、当社と[]との間で、貴社株式の取得もしくは譲渡、貴社株主としての議決権その他の権利の行使、または貴社の経営方針・資本政策に関する方針等について、協議その他の意思連絡をした事実はございません。

(3) []株主提案書における孫の候補者記載について

[]の2026年4月23日付「株主提案書」において孫が貴社取締役候補として挙げられた件につきましては、次のとおりでございます。①同提案書に記載された各候補者は、当社が独自に選定した候補者ではなく、当社から[]に対して候補者を推薦した事実はございません。[]から孫または当社に対する打診の有無、日時、方法および経緯につきましては、関係資料を確認のうえご報告いたします。②当社が把握する限り、孫が[]の株主提案に係る候補者として就任を承諾した事実はございません。③当社が孫に関して[]に対し情報を提供した事実はございません。

(4) []への伝達の有無について

貴社が本特定株主ら宛てに2026年5月20日付「当社株式の大量買付行為への対応方針(買収への対応方針)及び金融商品取引法上の大量保有報告規制の遵守状況についてのご質問」を送付した事実を、当社または当社の関係者が[]に伝えた事実は、当社の調査の限りでは確認されておりません。また、当社は、2026年5月20日付質問書に関し、特定株主らまたは[]に対して事前にその内容を伝え、または協議した事実もございません。

5 当社グループとアジア開発キャピタル及び[]の関係について



(1) デジタルアセット証券株式会社の株式取得の経緯について

当社は、2026年5月8日の取締役会決議により、デジタルアセット証券株式会社（以下「DA証券」といいます。）の株式172,750,000株（99.7%）を取得しております。本件取得は、同社の事業価値、今後の成長可能性および当社グループとの事業上の親和性等を踏まえ、当社グループの金融・証券分野への事業展開という独立の経営判断に基づき、当社が独自に検討し決定したものでございます。

検討の開始時期、案件を知った経緯、[] および [] との協議の経緯、ならびに取得価格14億9,000万円の算定根拠（第三者算定機関の株式価値算定書等）につきましては、売主その他の関係者との秘密保持義務に抵触するおそれがあるため、詳細のご説明を差し控えさせていただきますが、関係資料を確認のうえ、可能な範囲でご説明いたします。

なお、アジア開発キャピタル株式会社との間で本件取得に関する協議を行った事実はございません。本件取得は、貴社株式の取得・保有・議決権行使とは何らの関係も有しません。

(2) アジア開発キャピタルグループとの関係について

当社グループとアジア開発キャピタルグループとの間の現在の資本関係、人的関係または取引関係その他の関係（[] [] を含む第三者を介した関係を含みます。）は、上記5

(1)のDA証券株式の取得に伴う交渉および契約関係を中心とするものでございます。当社が把握する限り、当該取引を超えて、相互に支配し、または共同もしくは協調して行動する関係を基礎付ける資本関係、人的関係または継続的な取引関係はございません。第三者を介した関係の詳細につきましては、秘密保持義務に抵触するおそれがあるため、ご説明を差し控えさせていただきます。

(3) [] との関係について

当社が把握する限り、当社グループと[] との間に、資本関係、人的関係または取引関係（DA証券を含む第三者を介した関係を含みます。）はございません。また、当社は、[] が当社とは別個に実在するものと理解しており、当社が同社を運営または支配しているとの認識は有しておりません。ご指摘の記事の記載内容は、当社の認識と異なるものでございます。

DA証券と[] との間の取引の内容および金額規模につきましては、証券業として通常の顧客取引に関する事項であり、顧客に対する守秘義務との関係で制約がございますところ、取引種類および直近事業年度の取引金額等の具体的な数値の開示の可否を含め、確認のうえご報告いたします。必要に応じて、貴委員会限りでの開示等の代替的な方法もご提案させていただきたく存じます。

なお、当社は、[] との間で、貴社株式の取得・保有・議決権行使等に関し、協議その他の意思連絡をした事実はございません。

第4 結語

当社の貴社株式の保有は、純投資としての取得に始まり、貴社の事業への理解を深める中で、業務提携による企業価値の共創を中心的な目的とするに至ったものでございます。当社は、その経緯を含む事実関係を本回答書において可能な限り具体的に開示いたしました。なお、本回答中、なお確認を継続している旨を記載した事項につきましては、引き続き関係資料の確認を進め、判明次第、速やかに補足のご報告をさせていただきます。

当社は、本検討が公正かつ迅速に遂行されることを希望するとともに、追加のご質問、資料のご要請および委員の皆様との面談のいずれにも誠実に対応する用意がございます。あわせて、貴社取締役会におかれては、当社の業務提携協議の再開のご提案をご検討いただきたく、貴委員会からもお取次ぎいただければ幸いに存じます。

敬具



この郵便物は令和 8 年 7 月 27 日
第13282946224号書留内容証明郵便物
として差し出したことを証明します。
日本郵便株式会社
受付通番：G02340546000100001 号

5/5 頁

